

## 海域管理計画のデザイン（案）

H17.8.26

## 1. 基本方針

- (1) 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保全の両立を目標とする。
- (2) 漁業関係規則や漁業者・漁業団体が当海域で実施している自主管理措置といった漁業関連のルールを基調とする。

## 2. 現況

- 海洋生態系と地域特性の関係を具体的に記載する
    - ・ 地理的条件
    - ・ 気象条件
    - ・ 流水の状況
- 
- 魚類生息種及び状況
  - 鳥類の生息種及び状況
  - ほ乳類の生息種及び状況
- ↑
- ・ 海棲生物調査（文献調査）の評価

## 3. 現況の課題

- ・ 漁獲量の減少（スケトウダラ等）
  - ・ 混獲
  - ・ ロシア船
- ⇔
- オホーツク海と隣接海域の海洋環境変化
  - 海棲ほ乳類の捕獲・駆除 ↔ 保護対策
  - 実態調査

## 4. 漁業等の規制状況

- ・ 漁業区域
  - ・ 自主規制
  - ・ 海洋レクリエーションに関する利用の適正化方策  
（国立公園利用適正化検討会議での結果を位置づけ）
- ・ 遊漁や動力船による海域利用、カヤッキング利用等の海洋レクリエーションの実態を把握した上で、世界自然遺産の登録に伴い増加が予想される海洋レクリエーションの利用適正化のための方策を明らかにする。
  - ・ 本方策には、海洋レクリエーションによる海鳥や海棲哺乳類等への影響を回避、低減するための方策も含める。

## 5. 対策

- ・ 水産資源
  - 漁業関係規則や漁業者・漁業団体による自主管理措置、資源管理のための取り組みを漁業関連のルールを基調とした本計画に位置づける。
- ・ 海棲哺乳類
  - 現在実施している来遊状況や摂餌行動、食性等に関する調査及び漁業に関する影響等の実態調査に基づき、漁業者・漁業団体を始めとする地域関係者の合意のもと、知床周辺海域のト・アザラシ類の適切な管理方策を明らかにする。
- ・ 海ワシ類
  - 現在作成中のオオワシ、オジロワシを対象とした保護増殖事業計画とも整合を図りながら、越冬地や繁殖地の保護を含む保全管理措置を明らかにする。

## 6. モニタリング

- (1) 客観指標
  - ・ 気温、水温、流水の時期等
- (2) 生態学的指標
  - ・ サケ科魚類など
  - ・ ~~ゼニガタ~~アザラシなど
- (3) 期間
  - ・ 年次調査か隔年調査か？

ゴマフ

## 7. モニタリングの評価

- ・水温の変化等
- ・魚種の状況等
- ・ほ乳類の出現状況等

## 8. 措置

- ・指標を勘案しての措置  
(例)
- ・モニタリングの強化
- ・自主規制の継続

◎ 調査研究・モニタリング結果の科学的検証により、漁業者・漁業団体を始めとする地域関係者の合意のもと、水産資源の持続的利用と海洋生物・海洋生態系の保全管理の観点から必要とされる方策、措置についても明らかにする。

## 9. 管理体制

- ・地域住民や関係団体、関係行政機関、研究機関それぞれの役割分担と連携のあり方を明らかにする。

(参考：IUCNの勧告に対する政府回答から)

### 策定期間及び策定手順

(1) 今後、海洋生物や漁業活動、遊漁の実態調査を早急かつ精力的に実施するとともに、「知床世界自然遺産候補地管理計画(2004年1月策定)」に基づき昨年7月に設置された科学委員会の助言を得て、漁業者を始めとする地域関係者の合意を速やかに形成し、海域管理計画を3年以内に策定する。

(2) 本計画の策定に当たっては、科学委員会の下に設置されている海域ワーキンググループが、1年以内を目途に、現行の漁業関係規則や漁業者・漁業団体による自主管理措置(別紙参照)の明文化を含む海域管理計画の素案作成に必要な助言を取りまとめる。

その後、助言に基づき、関係行政機関が漁業団体等の地元関係団体、大学・水産試験場等の研究機関と連携の上、漁業関連のルールを基調とした海域管理計画を決定する。

その際には、科学委員会の助言を得るとともに、例えば、漁業者を始めとする地域関係者への説明会や意見提出手続き等の公衆関与手続きを通じて、意見を集約し、合意形成を図っていく。